

(参考) 新SNAの構成

新 SNA

		新 SNA															
		1		2		3		4				5		6		7	
		①	②	①	②	①	②	①	②	③	④	①	②	①	②	①	②
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
1. 期首資産	① 金融資産	1															
	② 有形資産	2															
2. 生産	① 商品	3															
	② 活動	④															
3. 消費 所得・支出	① 消費	⑤															
	② 所得・支出	⑥															
4. 蓄積	資本形成	① 在庫増	⑦														
		② 固定資本形成	⑧														
	資本調達	③ 金融資産	9														
		④ 制度部門	10														
5. 海外	① 経常取引	11															
	② 資本取引	12															
6. 調整	① 金融資産	13															
	② 有形 (純)	14															
7. 期末資産	① 金融資産	15															
	② 有形 (純)	16															

注) 1~16の一連番号のうち、丸印は現行の国民所得統計と概念上ほぼ類似している。(4→生産, 6→分配, 5, 7, 8→支出)

(14)

5. 新SNAでは経済主体をどう分類しているか

新SNAでは経済主体(取引主体)別の経済活動を従来より詳細に分析するため、取引主体の分類をもうけている。

取引主体の分類は、(1)財・サービスの流れに関する「生産」「消費支出」「資本形成」勘定と、(2)所得、カネの流れに関する「所得支出」「資本調達」勘定とで異なっている。前者での取引主体は①産業、②一般政府サービス生産者、③対家計民間非常利サービス生産者、④家事サービス、⑤最終消費者としての家計からなっている。この分類における取引主体としての産業は実際の作業を行う工場、事業所の単位で分類されて、なお家計の(住宅の建設及び使用)も産業の生産勘定に含まれている。

後者の所得支出・資本調達勘定の取引主体は所得を受取り、処分し、財産を運用するもの(制度部門)で、取引主体の内容は以下の通りである。①非金融法人企業、②金融機関、③一般政府、④対家計民間非常利団体、⑤非金融個人企業を含む家計。これらのうち、非

金融法人企業と金融機関との区別は、その経済的な役割と資金の源泉と使途との相違に基づいたものである。

(参考) 経済主体の分類

新 SNA	旧 SNA
1. 財・サービスの流れ	1. 財・サービスの流れ
① 産業	① 企業
② 政府サービス生産者	② 一般政府
③ 対家計民間非営利サービス生産者	③ 家計および民間非営利団体
④ 家計	
2. 資金の流れ	
① 非金融法人企業	
② 金融機関	
③ 一般政府	
④ 対家計民間非営利団体	
⑤ 家計	

6. 新 SNA ではモノの流れをどうとらえるか

新 SNA ではモノの流れは「生産」「消費支出」「資本形成」勘定(第2類勘定)に現われるがこの勘定は、従来の国民所得勘定と産業連関表とを統合した形になっている。

第一の「生産勘定」は、財貨・サービスがどのような産業で生産されるかという表(V表)と財貨・サービスがどのような産業によって使用されるかという表(U表)およびそれがどのように最終需要に振り分けられるかを示す表から構成されている。前者では、産業活動別(産業や政府サービスなど)にどのような種類の商品が生産されているか(産業×商品)が表わされる。これは産業によっては副産物や副次生産物など多数の商品を生産しているの、その関係を明らかにするためである。後者では各商品がどのような用途に向かうかを示しており、産業活動、政府サービス活動、および対家計民間非営利団体サービス活動による中間消費、個人消費、在庫投資、固定資本形成、輸出等に分類されている。

わが国の産業連関表では、商品当たりの生産原単位を基として作られているので、商品×商品の行列になっているが、その推計はかなり困難で作業量も多いため、比較的資料のえやすい産業別費用構成をもとにして、商品×産業の行列（U表）を作成することになっている国もある。新SNAの産業連関表に当たる部分では、V表、U表によってモノと産業の関係をとらえ、生産技術に関する仮定から、財貨・サービスを作るためにどのような財貨・サービスが投入されるかという産業連関分析の基本表（商品×商品）が求められるようになっている。

第二の消費支出勘定においては、家計、一般政府および対家計民間非営利団体の消費目的別支出に分類される。

第三の資本形成勘定では、在庫品増加勘定と固定

資本形成勘定に分けて記録され、在庫品増加および固定資本形成とが、いずれの産業によってなされたかが示されるようになっている。

7. 新SNAではカネの流れをどうとらえるか

新SNAでは、所得、資本の流れは「所得・支出」および「資本調達」勘定（第3類勘定）に記録されるが、これは従来の国民所得勘定と資金循環表を統合した形になっている。すなわち、上記の勘定は、非金融法人企業（民間企業と公的企業）、金融機関（民間金融機関と公的金融機関）、一般政府、対家計民間非営利団体および家計に部門分類され、上記5部門について、所得支出勘定から得られる貯蓄が資本形成、土地購入、資本移転および純貸付（債権の純増）にどのように振り分けられたかが示される。このように、新SNAでは、土地取引や資本移転も考慮することによって、部門別の貯蓄投資差額と資金循環表の部門別資金過不足が整合するように設計されている。

第一の「所得・支出勘定」では、所得の発生、分配、再分配の過程が示される。産業活動によって発生した生産活動別雇用人所得と営業余剰は、制度部門別に雇用人所得、営業余剰に再整理される。さらに、財産所得（利子・配当など）の受払い、政府による再分配等

部門間の再分配を考慮することによって、制度部門ごとにそれぞれの受取所得が定まると次にその処分が示され、部門別貯蓄額が得られる。

第二の「資本調達勘定」では、制度部門別に資本形成、土地、無形資産の純購入、資本移転および金融資産（通貨および預金、証券、その他金融的請求権別）の取引が示される。

8. 新SNAではフローとストックとの関係をどうとらえるか

新SNAでは従来の国民所得勘定のようにフロー面だけでなく、**国民貸借対照表**のようなストック面がこれと同時に扱えられる構造となっている。経済分析においてフローとストックとの関係は、成長理論における資本係数等のかたちで問題とされていたが、最近では国民の関心が単なる所得水準の上昇から社会資本、住宅など資産の充実に移りつつあることから、一層重要な問題となってきた。

新SNAの勘定体系では期首・期末の純資産の差を①期間中の国内と海外に対する純投資額と②期間中の資産及び負債の価値の変動を期末で再評価した額等との調整額との合計で扱っている。またこれらのストックは非金融資産と金融資産とに分けて記帳され、期間中の資産の流れは、資産の形態別と制度部門別の両面から資金循環表及び投資・貯蓄表によって明らかにされる。

従って新SNAにおいてはフローとストックとの関

係は従来より厳密に扱えられることになる。例えば、株式のキャピタルゲインについてみれば、制度部門別（非金融法人および準法人企業 金融機関、家計等）の発生が明らかになり、また、その所得が所得分布に及ぼす影響、土地の担保価値の上昇を通じての資金の流れの変化、企業、家計等の形態別にみた資産選択への影響等の分析に対する大きな手掛りが得られよう。

また資産の内容がより詳細に分類されている。例えば土地・家屋を、前者は再生産不可能な財であるのに対して、後者は機械と同じく生産された財であることに注目して、全く別個のものとしており、それから得られる収益（地代、家賃）を区別していることも特徴の一つといえよう。

9. 新SNAでは公共部門の活動をどうとらえるか

福祉社会において公共部門の役割が重要となることはいうまでもないが、これにともない政府や民間非営利団体についてのくわしい分析が必要とされるようになってくる。国民経済計算体系についても公共部門の活動は民間部門と同様に、その生産、消費や所得の移転などの過程に即してくわしく表示される必要があるであろう。

新SNAでは、まず政府の行なっている生産活動を産業活動と同じように投入と産出を結ぶ関係としてとらえ、政府サービスを生産過程のなかで解明することを試みている。それと同時に、これらの政府サービスがどのような目的にむけられたものを分類し、国民生活との関連を明らかにするよう配慮されている。こうしたことは、公共活動を効率と福祉の両面からとらえようとするものであるといえよう。ここでいう政府サービスとは、国家の安全や秩序の維持、社会福祉の増進のためのサービスで、営利を目的とせず売買の対象とはならない性質のものである。

また、所得支出および資本調達の過程についても、一般政府、公的非金融企業、公的金融機関等の区別に従い、他の民間部門と同じように、所得の受取りとその処分および財産（有形資産および金融資産）の所有状況が明示され、政府の再分配機能や、政府企業の効率などが明らかにされるようになる。

さらに新SNAは生産主体分類および制度分類において公共部門と企業部門の中間にある対家計民間非営利団体を独立項目として明確に位置づけ、政府サービスと同様に生産者としてとらえ、そのサービスがどの目的にむけられたかを明らかにすることをめざしている。これは福祉社会において準公共的セクターの活動領域が拡大しているのに対応した取扱いと考えられる。

(参考)

政府の目的別分類

	新 SNA の項目
1	一般政府サービス
2	防衛
3	教育
4	保健
5	社会保障および福祉サービス
6	住宅・地域開発
7	その他の地域・社会サービス
8	経済サービス
9	その他の目的

対家計民間非営利団体の目的別分類

	新 SNA の項目
1	教育
2	医療
3	その他のサービス

10. 新 SNA においては家計をどのようにとらえているか

新 SNA において家計は、所得を受取り、処分し、財産を運用する意思決定単位という観点から設定された制度部門の一つを構成しており、生産、消費支出および資本形成勘定における消費者としての家計のみならず、所得の受取り、処分および財産運用についての意思決定において消費者としての家計と、統計上載然と区別しがたい非金融個人企業を含んでいる。

家計は国民概念で規定されており、当該国に短期的に居住する家計は含まず、外国に短期的に居住する当該国に属する家計を含むもの（詳細は I-10 を参照）となっており、外国に短期的に居住する当該国に属する家計を含まない現行 NI における家計とはこの点で差異がある。

現行 NI における個人勘定に係る個人に相等するものは、新 SNA においては、家計と対家計民間非営利団体という二つの制度部門を合わせたものである。ただし、新 SNA における対家計民間非営利団体は新たに医療および教育部門を含むようになったため、現行 NI よりも範囲が広がっている。

11. 新SNAでは国内、国民概念をどのように区別しているか

国内とは、ある国の領土から当該国に所在する外国政府の公館および軍隊を除いたものに、領土外に所在する当該国の公館および軍隊を加えたものである。

国内総生産は国内に所在する企業、一般政府、対家計民間非営利団体および個人によって生産活動の結果生み出された付加価値の総計である。

国民とは、当該国の居住者主体であり、国内に所在する企業、一般政府、対家計民間非営利団体および当該国の居住者たる個人をさす。

なお、当該国の居住者たる個人とは、以下の条件のいずれかに該当する個人を除いた当該国内に住む全ての個人および外国に住み以下の条件のいずれかに該当する当該国の市民である。

- (a) 外国人旅行者、当該国/カ年以内滞在する人々、特にレクリエーション、休日、医療、宗教行事、家族訪問、国際スポーツ競技、国際会議および他の会合への参加、研究旅行およびその他の学生プログラム

ムを理由とする人々。

- (b) 当該国にドック入りあるいは下船した外国船あるいは航空機の乗組員、
- (c) /年以内当該国に滞在する外国人の商業（企業）旅行者、非居住者企業の雇用者で、その雇用主から購入した機械および装置を取付ける目的で/年以内当該国に入国する外国人、
- (d) 季節労働者、季節雇用の目的を明白にして当該国に滞在する人々、
- (e) 当該国に駐在する外交官、領事館員および外国の軍隊、
- (f) 国際機関の雇用者で当該国の市民でなく継続して/年以内の用務に従事する者。

国内総支出は国内総生産に対する支出である。

家計最終消費支出は居住者たる個人の最終消費支出、つまり国民ベースの家計最終消費支出であり、国内における全ての個人の最終消費支出（国内市場における家計最終消費支出）から国内における非居住者たる個人の最終消費支出（非居住者たる家計の国内市場にお

ける購入)を控除し、国外における居住者たる個人の最終消費(居住者たる家計の海外における直接購入)を加算したものである。

財貨サービスの輸出は非居住者家計の国内市場における購入を含み、財貨サービスの輸入は居住者たる家計の海外における直接購入を含む。

したがって、表の貸方の合計は国内総生産と一致する。

国民総生産は当該国の居住者主体によって受けとられた所得の総額を示すもので、国内総生産に①海外からの純雇用者所得 ②海外からの純企業所得 ③海外からの純財産所得を加えたものであり、分配面からの接近によって把握されるものである。

国民総支出とは国民総生産に等しいものと定義されていることより、表より明らかなように、国内総支出の各項目に上述の①、②、③の合計、つまり海外からの純所得を加えたものである。

国内総生産および総支出と国民総生産
および総支出との相異

1. 雇用者所得	1. 政府最終消費支出
2. 営業余剰	2. 民間最終消費支出
3. 固定資本減耗	3. 在庫品増加
4. 間接税	4. 総固定資本形成
5. (控除) 補助金	5. 財貨サービスの輸出
	6. (控除) 財貨サービスの輸入
国内総生産	国内総生産に対する支出
6. 海外からの雇用者所得	} 7. 海外からの所得
7. 海外からの企業所得	
8. 海外からの財産所得	
9. (控除) 海外への雇用者所得	} 8. (控除) 海外への所得
10. (控除) 海外への企業所得	
11. (控除) 海外への財産所得	
国民総生産	国民総生産に対する支出

12. どのような国が新SNAを採用しているか

国連は各国に対して国民経済計算を新SNAによって報告することを、つよく要請しているが、この要求にこたえて報告している国は1976年時点で、40ヶ国に達している。このなかにはアメリカ、西ドイツ、カナダ、イギリス、フランス、オランダ、イタリア、スカンジナビア諸国（スウェーデン、ノールウェイ、デンマーク）等の欧米先進諸国とアフリカの発展途上国が含まれている。そして西側主要先進国の中で新SNAによって報告していない国は日本のみとなっている。

ただし一応新SNAによる計数を報告している国でも、範囲や内容についてはなお区々であり、とくに整備が進んでいるのは、カナダ、イギリス、スカンジナビア諸国等であるといえる。

なお、発展途上国では新SNAによって国連報告している国が多いが、これはこれらの国々でこれまで国民経済計算の推計がなされておらず、新たに始めようとした時に、新SNAを採用したという事情によるものである。

第Ⅱ部 新SNA推計の概要